

三重とこわか国体・三重とこわか大会配宿業務委託 仕様書

1 委託業務名

三重とこわか国体・三重とこわか大会配宿業務委託

2 目的

三重とこわか国体及び三重とこわか大会に参加する大会参加者の配宿について、宿泊施設を一元管理するとともに、宿泊施設を手配するための体制を構築し、効率的かつ円滑に業務を実施する。

3 大会参加者区分

(1) 三重とこわか国体（以下「国体」という。）

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（実務研修員、招待者等）

(2) 三重とこわか大会（以下「障スポ」という。）

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（介助員、招待者、実施本部員、ボランティア等）

4 履行期間

契約締結の日から令和2年3月19日(木)までとする。

5 委託業務の内容

本業務にかかる業務内容は、別表1「配宿業務委託の国体・障スポ別業務内容」を基本とし、国体及び障スポの業務内容の一元化、効率化を図る。

6 業務実施計画書

乙は、契約締結後10日以内に業務実施計画書（各業務の実施工程、連絡先、実施体制等）を提出すること。

7 協議、打ち合わせ会議の開催

(1) 開催回数

本業務における協議及び打ち合わせについては、業務着手時及び成果品納入時のほか、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「甲」という。）が必要とした場合に、随時、会議を開催する。

(2) その他の留意事項

ア 各打ち合わせにおいては、業務スケジュール表、受託者（以下「乙」という。）作成の資料及び甲が必要とする関連資料を必要部数準備することとする。

イ 乙は、甲の求めに対し、「三重とこわか国体・三重とこわか大会 輸送実施計

- 画（第1次）策定業務」に関する打ち合わせに出席することとする。
- ウ 乙は、甲の求めに対し、「三重とこわか国体・三重とこわか大会 輸送実施計画（第1次・第2次）策定業務」に必要な情報を提供することとする。
- エ 乙は、甲の求めに対し、甲が主催する各種会議に必要な事項について、必要な情報を提供することとする。
- オ 各打ち合わせの結果を報告書として、すみやかに提出し、甲の確認を得ることとする。
- カ 業務実施計画書及び打ち合わせ結果については、下記7の成果品である電子データ内に格納することとする。

8 成果品の納入

本業務の成果品は、以下のとおり納入するものとする。

納入は、製本版（A4縦版〔A3折込可〕）15部及びデータ版（CD-R等の電子媒体、マイクロソフト社製Word・Excelにより編集可能な形式）5部とする。

(1) 成果品

三重とこわか国体・三重とこわか大会配宿業務報告書

別表1「配宿業務委託の国体・障スポ別業務内容」の業務概要、検討状況、実施方法、実施結果、分析等が把握できるものとする。

(2) 納入期限

令和2年3月19日（木）までに提出すること。ただし、乙は、甲の求めに応じ、随時必要なデータ等を提出すること。

(3) 納入先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル 4階

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局

運営調整課 宿泊・輸送班

9 権利義務の譲渡等

乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

10 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 乙は、業務全般の管理監督及び甲との調整を行う統括責任者を置くとともに、本業務に関し十分な知識、経験を有する者をもって適切に業務を実施すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、別紙1「第76回国民体育大会 宿泊基本方針」及び

別紙2「第76回国民体育大会 宿泊基本計画」、別紙3「第76回国民体育大会 宿泊施設充足対策要項」、別紙4「三重とこわか国体 合同配宿実施方針」、別紙5「第21回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針」に留意するものとする。

- (3) 本業務の実施にあたっては、本県の地域特性を考慮すること。
- (4) 乙は、本業務の進捗状況に応じて、甲に随時報告すること。
- (5) 乙は、本業務の実施に伴い、必要な関係行政機関等への各種申請を行うこと。
- (6) 乙は、成果品納入に際し、甲による納品検査を受けなければならない。

この検査において成果品に不備な点や瑕疵が発見された場合は、乙は速やかに自己の負担において指定期日までに成果品を修正し、甲による再検査を受けなければならない。

- (7) 検査終了後においても、成果品に不備な点が発見された場合は、乙は同様の処置をしなければならない。
- (8) 個人情報を取り扱う場合は、別紙6「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
- (9) 本業務の実施にあたり、他の個人や団体等の著作に係る文献や資料等を引用する場合には、乙において著作権者の了解を得た上で、引用した文献等の名称を明記すること。
- (10) 本業務遂行に際して知り得た情報については、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、他の目的での利用及び第三者若しくは本業務に携わる人員以外に開示、漏えいしてはならない。
- (11) 乙は、対象となる宿泊施設との折衝において、トラブルの防止に努めるとともに、トラブルが生じた場合は、乙の責任により対処しなければならない。
- (12) 本業務に関する詳細については、乙の決定後に甲と乙の間で締結する委託契約書において定めるものとする。

11 著作権等

乙は、本件委託業務の成果品に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）を、甲に無償で納品時に譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。また、乙は、成果品に係る全てについて、甲の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。

なお、甲に組織の解散があった場合には、三重県に帰属する。

配宿業務委託の国体・障スポ別業務内容

区分	業 務 内 容
三重 と こ わ か 国 体	1 配宿システムの基本設計 ※開催年の宿泊申込、受付、宿泊施設決定、変更等を円滑に行うための配宿システムを構築（基本設計及び運用テストを含む。）し、運用手順書を作成する。
	システムの基本設計
	各種プログラム及びデータベースの作成
	システムの運用テスト及びメンテナンス
	運用手順書の作成
	2 宿泊施設の管理データ（宿泊マスター）の作成 ※国体での配宿にあたり必要な宿泊施設の設備状況、サービス、宿泊料金等のデータを選定し、宿泊マスターを作成する。
	実態把握に基づく管理データ（宿泊マスター）の作成
	3 営業宿泊施設の客室確保 ※宿泊施設説明会や訪問により、会場地市町の営業宿泊施設並びに必要なに応じて会場地市町以外の営業宿泊施設へ客室提供を依頼し、必要な客室の確保を図る。
	宿泊施設説明会の開催
	関係機関（旅行業者及び旅館・ホテル関係者）との調整
	旅行業者保有枠の確保・調整
	4 第1次配宿シミュレーション（仮配宿計画）の実施 ※先催県の配宿実績等を踏まえ、会場地市町のヒアリング等を実施し、市町別、競技別、日別、参加区分別、宿泊施設別に部屋割を行う配宿シミュレーションを作成する。
	第1次配宿シミュレーション（仮配宿計画）の作成
	第1次配宿シミュレーション（仮配宿計画）の分析、充足対策等の検討
	5 宿泊施設別適用宿泊料金（案）の設定 ※公益財団法人日本スポーツ協会が決定する宿泊料金の範囲内で、宿泊施設毎の宿泊料金（案）を設定する。

区分	業 務 内 容
三重 とこわか 大会	<p>6 配宿システムの基本設計</p> <p>※開催年の宿泊申込、受付、宿泊施設決定、変更等を円滑に行うための配宿システムを構築（基本設計及び運用テストを含む。）し、運用手順書を作成する。</p>
	システムの基本設計
	各種プログラム及びデータベースの作成
	システムの運用テスト及びメンテナンス
	運用手順書の作成
	<p>7 宿泊施設の管理データ（宿泊マスター）の作成</p> <p>※障スポの配宿にあたり必要な宿泊施設の設備状況、サービス、宿泊料金、バリアフリー状況等のデータを選定し、宿泊マスターを作成する。</p> <p>※車いす利用者配宿想定宿泊施設等については、必要に応じて、現地調査を実施する。</p>
	実態把握に基づく管理データ（宿泊マスター）の作成
	車いす利用者配宿想定宿泊施設等のバリアフリーに関する現地調査
	<p>8 営業宿泊施設の客室確保</p> <p>※宿泊施設説明会や訪問により、営業宿泊施設へ客室提供を依頼し、必要な客室の確保を図る。</p>
	宿泊施設説明会の開催
	関係機関（旅行業者及び旅館・ホテル関係者）との調整
	旅行業者保有枠の確保・調整
	<p>9 第1次配宿シミュレーション（仮配宿計画）の実施</p> <p>※先催県の配宿実績等を踏まえるとともに、障がいの特性や選手団の負担軽減を考慮し、市町別、選手団別、競技別、日別、参加区分別、宿泊施設別に部屋割を行う配宿シミュレーションを作成する。</p>
	第1次配宿シミュレーション（仮配宿計画）の作成
	第1次配宿シミュレーション（仮配宿計画）の分析、充足対策等の検討
<p>10 宿泊施設別適用宿泊料金（案）の設定</p> <p>※国体の宿泊料金（案）を参考に、宿泊施設毎の宿泊料金（案）を設定する。</p>	

第 76 回国民体育大会 宿泊基本方針

第 76 回国民体育大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の方針に基づき実施する。

1 宿 舎

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情を踏まえて、関係機関、団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等及び近隣市町の旅館を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等に支障があると認められる宿舎は利用しない。

2 配 宿

- (1) 選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町が行う。ただし、近隣市町（原則として県内）の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く大会参加者の配宿は、県と会場地市町が協議して行う。
- (2) 選手・監督が十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため、以下のことに配慮し、配宿を行う。
 - ① 選手・監督の宿舎は、都道府県、競技、競技種別及び男女の別を考慮する。
 - ② 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。

3 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、旅館等の関係団体と協議のうえ、公益財団法人日本体育協会において決定する。

4 食 事

大会参加者に提供する食事は、三重県特産の食材を取り入れた郷土色豊かなもので、安全安心で栄養バランスがよいものを提供する。

第 76 回 国 民 体 育 大 会 宿 泊 基 本 計 画

第 76 回 国 民 体 育 大 会 (以 下 「 大 会 」 と い う 。) の 宿 泊 に つ い て は 、 第 76 回 国 民 体 育 大 会 宿 泊 基 本 方 針 に 基 づ き 、 県 、 会 場 地 市 町 及 び 関 係 機 関 ・ 団 体 等 は 、 相 互 に 緊 密 な 連 携 を 図 り 、 次 の 準 備 業 務 を 推 進 す る 。

1 配 宿 業 務 の 実 施

(1) 配 宿 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン の 作 成

選 手 ・ 監 督 、 役 員 、 視 察 員 、 報 道 員 及 び そ の 他 の 関 係 者 (以 下 「 大 会 参 加 者 」 と い う 。) の 円 滑 な 配 宿 を 実 施 す る た め 、 以 下 の 調 査 結 果 等 に 基 づ き 、 配 宿 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン を 作 成 す る 。

① 宿 舎 に 関 す る 調 査 の 実 施

旅 館 (旅 館 業 法 の 許 可 を 受 け て 営 業 を 行 う ホ テ ル 、 旅 館 及 び 簡 易 宿 所 を い う 。 以 下 同 じ 。) 等 の 県 内 宿 舎 の 客 室 形 態 や 設 備 状 況 、 客 室 提 供 可 能 数 、 食 事 の 提 供 方 法 等 を 把 握 す る 。

② 宿 泊 意 向 調 査 の 実 施

各 都 道 府 県 や 競 技 団 体 等 の 宿 泊 予 定 者 数 を 把 握 す る 。

(2) 宿 舎 の 充 足 対 策

配 宿 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン に お い て 、 大 会 参 加 者 の 収 容 が 困 難 で あ る 場 合 は 、 会 場 地 市 町 内 の 旅 館 の 客 室 提 供 の 促 進 、 公 共 施 設 等 の 利 用 、 民 家 等 の 利 用 及 び 近 隣 市 町 の 旅 館 の 利 用 な ど 必 要 な 充 足 対 策 を 行 う 。

な お 、 充 足 対 策 が 円 滑 に 遂 行 で き る よ う 、 必 要 に 応 じ 、 宿 舎 等 へ の 説 明 、 県 及 び 会 場 地 市 町 等 に よ る 連 絡 会 議 を 行 う 。

(3) 配 宿 の 実 施

配 宿 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン 及 び 宿 舎 の 充 足 対 策 の 状 況 を 踏 ま え 、 配 宿 を 実 施 す る 。

2 宿泊本部の設置

各都道府県及び会場地市町との連絡を密にし、宿泊申込み及び変更、取消に関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、宿泊本部を設置する。

3 宿泊料金の決定

宿泊料金については、先催県の事例や旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本体育協会と協議のうえ、公益財団法人日本体育協会において決定する。

4 食事の提供

大会参加者の食事については、三重県の魅力を堪能してもらえよう、県内の特産品や郷土料理を積極的に取り入れたものとする。

特に、選手・監督がベストコンディションで活躍できるよう、安全安心で栄養バランスのよい食事を提案し、普及に努める。

5 弁当の提供

県及び会場地市町が提供する弁当については、受注処理体制や製造能力、配送体制等の業務遂行能力及び衛生管理能力等のある弁当調製事業者を選定し、適正に発注・搬入等の業務を行う。

6 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、要項等を定め推進する。

第 76 回 国民 体育 大会 宿泊 施設 充足 対策 要項

1 趣旨

この要項は、第 76 回国民体育大会(以下「大会」という。)宿泊基本計画に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者(以下「大会参加者」という。)の宿舎の充足対策及びその実施に関する基本的事項を定める。

2 実施方法

会場地市町は、県準備委員会及び関係機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、交通状況や各種衛生対策、各地域の実情等を十分に考慮した上で、以下の実施項目により宿舎の充足対策を実施するものとする。

3 実施項目

(1) 営業宿泊施設の客室提供の促進

当該会場地市町内の営業宿泊施設(旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を最大限に確保するため、関係団体や個々の営業宿泊施設に対し、客室提供について協力を依頼する。

また、学校及び民間団体等に対して、多数の宿泊を伴うイベント等の開催の自粛を依頼する。

(2) 広域配宿

広域配宿(近隣市町のホテル、旅館等の利用をいう。以下同じ。)を希望する場合は、以下により円滑な実施を図る。

① 関係機関との協議

競技運営上への支障の有無や配宿の可否等について、受け入れ市町及び県準備委員会と協議するものとし、県準備委員会は、広域配宿を希望する会場地市町と受け入れ市町間の調整を行う。

② 業務分担及び経費負担

広域配宿の実施に伴う大会参加者の輸送業務等は、広域配宿を実施する会場地市町が担当し、これに要する経費も負担する。

(3) 転用施設

転用施設(当該会場地市町内の公共施設、寮・保養所、寺社等をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合は、以下により円滑な実施を図る。

① 転用施設の選定

次に掲げる事項に留意し、選定する。

ア) 施設管理者等に対し、趣旨を十分説明した上で、転用施設を選定する。

イ) 水道設備(上水道・簡易水道・専用水道)が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。

ウ) 入浴設備を有するか、または近隣の公衆浴場等の入浴施設が利用できること。

エ) 食事を提供できるか、または近隣の食堂やレストラン等が利用できること。

- オ) 衛生上良好な環境が整備されていること。
- カ) 原則として、増改築又は修繕を必要としないこと。
- キ) ミーティングが可能なスペースの確保についても配慮する。

② 配宿条件

次に掲げる事項を配宿条件とする。

- ア) 選手・監督を対象とする。
- イ) 都道府県チーム毎で1施設、もしくは隣接する宿泊施設とする。

(4) 国体民泊

民泊（民家等の利用をいう。以下同じ。）を希望する場合は、以下により円滑な実施を図る。

① 民泊協力地区の設定

複数の受け入れ家庭が一体となって民泊を実施することから、自治会、町内会などを単位とする民泊協力地区を設定する。

② 民泊協力組織の設置

民泊協力地区に、受け入れ家庭への支援をはじめ、食事の準備や環境美化、選手の歓迎・応援等、民泊を円滑に推進するための民泊協力組織を設置する。

③ 民泊推進連絡組織の設置

各民泊協力組織及び関係団体との連携を図るため、必要に応じ民泊推進連絡組織を設置する。

④ 受け入れ家庭の選定

次に掲げる事項に留意し、選定する。

- ア) 民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、民泊の趣旨を十分説明した上で、受け入れ家庭を選定する。
- イ) その他、転用施設の選定項目に準じて選定する。

⑤ 配宿条件

次に掲げる事項を配宿条件とする。

- ア) 選手・監督を対象とする。
- イ) 競技での公平性を保つため、競技毎又は種別毎とする。
- ウ) 受け入れ家庭1軒につき、2～3人程度とする。
- エ) 都道府県別チーム毎で1民泊協力地区、もしくは1民泊協力組織とする。

⑥ 受け入れ体制の推進

民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、食事の提供、食品の調達、不足物品等の調達、医事衛生等の受け入れ体制の推進に努める。

4 その他

この要項に定めるもののほか、大会参加者の宿舎の充足対策に関して必要な事項は、県準備委員会と会場地市町が協議して定める。

三重とこわか国体 合同配宿実施方針

三重とこわか国体に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者の配宿について、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び正式競技・特別競技の会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、業務の省力化と経費節減を図り、効率的かつ円滑に推進できるよう、次の方針に基づき実施する。

1 合同配宿の体制

(1) 合同配宿の実施

短期間に集中する配宿業務を効率的かつ円滑に実施するため、宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿（以下「合同配宿」という。）を行う。

(2) 合同配宿本部及び配宿センターの設置

県実行委員会及び市町実行委員会は、「三重とこわか国体 合同配宿本部（仮称）」を設置するとともに、合同配宿本部の業務を円滑に推進するため、配宿センターを設置する。

(3) 配宿センターとの連携

宿泊施設データや配宿状況等を把握するため、県実行委員会及び市町実行委員会と配宿センターとの間をインターネット等によりネットワーク化して、連携を図る。

2 業務委託

(1) 合同配宿の業務委託

合同配宿の実施にあたっては、合同配宿の実施に必要な配宿システムの構築、宿泊施設実態調査の実施、仮配宿計画の作成、営業宿泊施設の客室確保・調整、配宿センターの設置・運営、本配宿等の業務を別紙「合同配宿業務委託概要」を基本として、事業者へ委託する。

(2) 委託契約方法

合同配宿の業務委託（以下「合同配宿業務委託」という。）は、2019 年度から 2021 年度まで、年度ごとに委託契約を締結する。

委託契約は、一括して県実行委員会が締結する。

3 経費負担

(1) 県実行委員会の負担額

県実行委員会は、総経費の 2 分の 1（各年度委託経費の 2 分の 1 の合計）を負担する。

(2) 市町実行委員会の負担額

市町実行委員会は、総経費の 2 分の 1（各年度委託経費の 2 分の 1 の合計）を負担する。

なお、各市町実行委員会は、次のとおり算定した「固定割負担額」と「比例割負担額」の合計をそれぞれ負担する。

ア 固定割負担額

業務管理費(※)を均等に配分した額

※業務管理費は、本配宿業務等に係る経費とし、2021 年度委託経費の 10%程度とする。

イ 比例割負担額

固定割負担額の合計を除いた額について、営業宿泊施設への配宿実績人数(※)で按分した額

なお、各市町実行委員会が、独自に配宿調整業務を実施した転用施設及び国体民泊(民家等)、営業宿泊施設への配宿人数は、上記「配宿実績人数」から除外する。

【負担額算定の概念図】

区 分	県実行委員会	市町実行委員会
2019 年度	合同配宿業務委託に関する経費	合同配宿業務委託に関する経費 〈 比例割 〉
2020 年度	合同配宿業務委託に関する経費	合同配宿業務委託に関する経費 〈 比例割 〉
2021 年度	合同配宿業務委託に関する経費 (業務管理費を含む)	合同配宿業務委託に関する経費 (業務管理費を除く) 〈 比例割 〉
		業務管理費 〈 固定割 〉
負担割合	総経費の 2 分の 1 (各年度委託経費の 2 分の 1 の合計)	総経費の 2 分の 1 (各年度委託経費の 2 分の 1 の合計)

4 負担額の精算

三重とこわか国体終了後、県実行委員会と各市町実行委員会の負担額を前述の算定方法に基づき確定し、2021 年度中の県実行委員会が定める期日までに精算する。

5 業務分担

(1) 2019 年度及び 2020 年度

ア 県実行委員会業務分担区分

- (ア) 合同配宿業務に関する受託事業者への委託・管理等
- (イ) 宿泊施設実態調査の実施と活用
- (ウ) 営業宿泊施設の客室確保及び総合調整
- (エ) 仮配宿の実施及び仮配宿計画作成に関する総合調整
- (オ) 広域配宿の調整
- (カ) 宿泊意向調査の実施
- (キ) 宿泊施設別適用宿泊料金の調整

イ 市町実行委員会業務分担区分

- (ア) 配宿における各競技団体との連絡調整
- (イ) 宿泊施設実態調査の報告
- (ウ) 市町実行委員会における営業宿泊施設の客室確保及び個別調整

- (エ) 仮配宿の実施及び仮配宿計画作成並びに報告
- (オ) 広域配宿先の営業宿泊施設の客室確保及び個別調整
- (カ) 転用施設・国体民泊の利用における調整及び不足備品等の補完対策

(2) 2021 年度

ア 県実行委員会業務分担区分

- (ア) 合同配宿業務に関する受託事業者への委託・管理等
- (イ) 営業宿泊施設の客室確保及び総合調整
- (ウ) 仮配宿の実施及び仮配宿計画作成に関する総合調整
- (エ) 広域配宿の調整
- (オ) 宿泊意向調査の実施
- (カ) 宿舎説明会の開催
- (キ) 宿泊仮申込の実施
- (ク) 宿舎申込、変更、取消の受付業務及びそれに伴う対応
- (ケ) 宿舎決定通知書、変更・取消通知書の送付
- (コ) 営業宿泊施設への本配宿業務
- (サ) 宿泊実績等統計処理

イ 市町実行委員会業務分担区分

- (ア) 市町実行委員会における営業宿泊施設の客室確保及び個別調整
- (イ) 仮配宿の実施及び仮配宿計画作成並びに報告
- (ウ) 広域配宿先の営業宿泊施設の客室確保及び個別調整
- (エ) 宿泊意向調査等に関する各競技団体との連絡調整
- (オ) 宿泊仮申込結果の確認
- (カ) 営業宿泊施設への本配宿結果の確認
- (キ) 独自に配宿調整業務を実施した転用施設及び国体民泊、営業宿泊施設への本配宿業務及びそれに伴う対応

6 その他

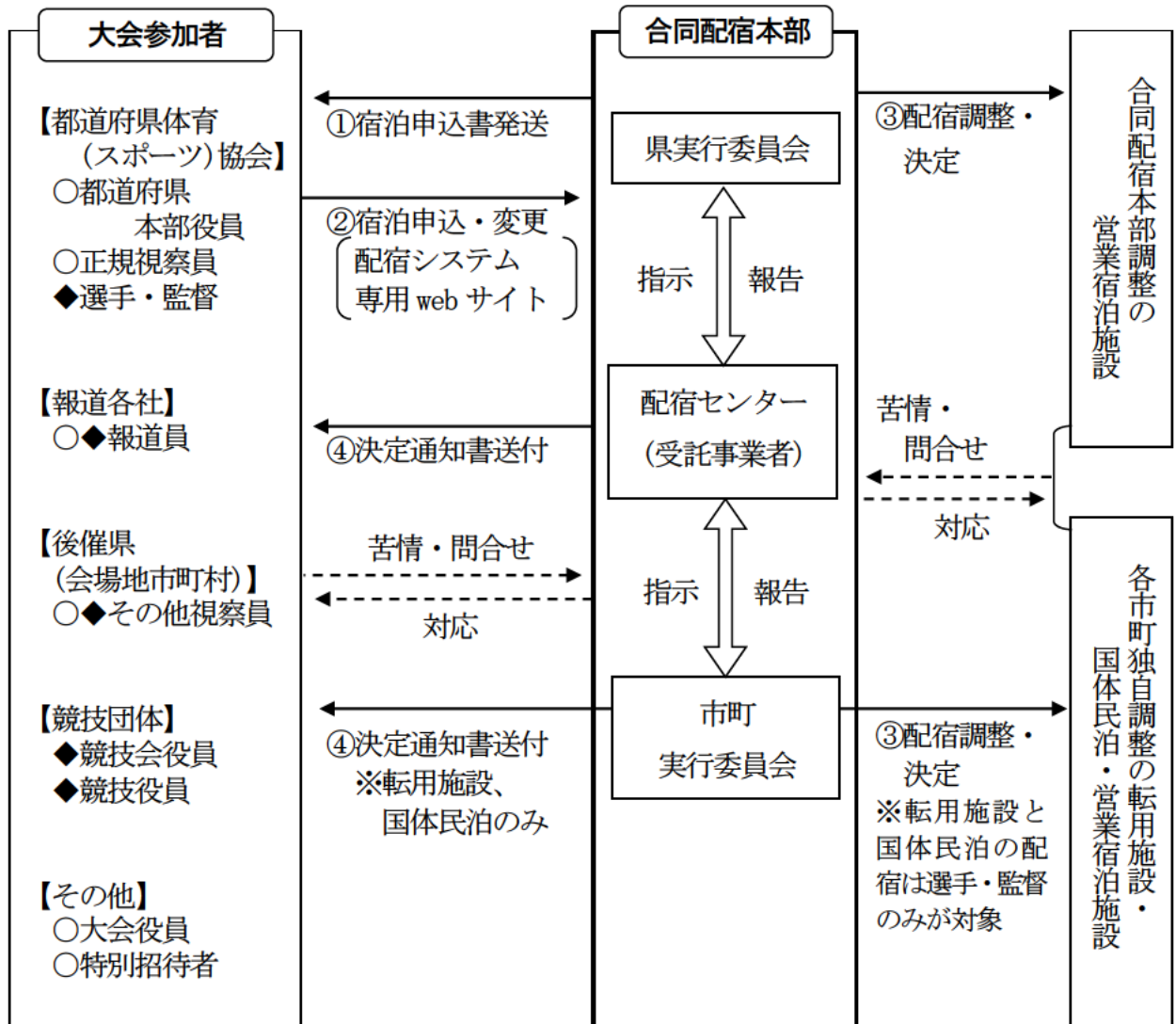
この方針に定めるもののほか、合同配宿の実施に関して必要な事項は、県実行委員会と市町実行委員会が協議して定める。

合同配宿業務委託概要

年 度	業 務 内 容
2019 年度	配宿システムの基本設計
	システムの基本設計
	各種プログラム及びデータベースの作成
	システムの運用テスト及びメンテナンス
	運用手順書の作成
	宿泊施設実態調査及び付帯調査
	調査票作成
	調査票回収、集計・結果分析、調査結果報告
	食事提供方法の検討及び対策
	調査結果に基づく管理データ（宿泊マスター）の作成
	営業宿泊施設の客室確保
	関係機関（旅行業者及び旅館・ホテル関係者）との調整
	旅行業者保有枠の確保・調整
	第1次仮配宿の実施
仮配宿に基づく配宿シミュレーションの作成（第1次）	
配宿シミュレーションの分析、充足対策等の検討	
宿泊施設別適用宿泊料金（案）の設定	
2020 年度	配宿システムの設計修正、プログラム修正、運用手順書の修正
	宿泊施設実態調査の補充調査（新規・追加・変更施設等）
	営業宿泊施設の客室確保
	第2次仮配宿の実施
	仮配宿に基づく配宿シミュレーションの作成（第2次）
	配宿シミュレーションの分析、充足対策等の検討
	宿泊意向調査の実施
	宿泊施設別適用宿泊料金の決定と営業宿泊施設との協定書の締結
配宿センターの設置準備	
2021 年度	配宿センターの設置、運営（システム運用人員の配置等）
	配宿システムの運用
	宿泊施設実態調査の補充調査（最終）
	営業宿泊施設の客室確保
	仮配宿に基づく配宿シミュレーション及び仮配宿計画表の作成（最終）
	宿泊意向調査の実施
	宿舎説明会の開催
	歓迎装飾の作成・配布
	宿泊仮申込調査の実施
	本配宿業務 （宿泊申込書の作成・発送・申込受付・受理・整理及び配宿調整、宿舎決定通知の発送、変更・取消処理、宿泊受け入れに関する調整及び問い合わせ対応等）
	宿泊実績等統計処理
	配宿実績に基づく負担額の確定、精算

※上記の委託概要は、現段階の想定案であり、各業務内容の詳細及び実施年度等については、委託締結後、当受託事業者と別途協議した上で決定する。

合同配宿業務体系図（イメージ図）



【大会参加者における配宿担当】

- ：県実行委員会（総合開・閉会式関係者）
- ◆：市町実行委員会（競技会関係者）

第 21 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第 21 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の方針に基づき実施する。

1 宿 舎

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として、宿泊施設（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 風紀上、衛生上及び安全対策上等に支障があると認められる宿舎は利用しない。

2 配 宿

- (1) 大会参加者の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、県が行う。
- (2) 選手・監督が安全かつ十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため、以下のことに配慮し、配宿を行う。
 - ① 個人競技に参加する選手については、選手団毎に同一の宿泊施設に配宿する。ただし、選手団の規模や宿泊施設の状況によっては、選手団を障害種別毎に分けて配宿する。
 - ② 団体競技に参加する選手については、都道府県・指定都市チーム毎に同一の宿泊施設に配宿する。
 - ③ 障がいの特性に応じた客室形式や設備を有する宿泊施設に配宿する。
 - ④ 役員、視察員、報道員等の宿泊施設は、原則として、選手・監督の宿泊施設とは別にする。

3 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、第 76 回国民体育大会との連携を図り、関係団体と協議のうえ、県において決定する。

4 食 事

大会参加者に提供する食事は、三重県特産の食材を取り入れた郷土色豊かなもので、安全安心で栄養バランスがよいものを提供する。

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条、条例

及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管する

こと。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、

その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。